

制定 平成25年3月27日 原規総発第130326012号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第120919127号）の一部を下記のとおり改正する。

原子力規制委員会

記

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等中別表を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

(別添)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等(案) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行

Table with 4 columns: 条文, 内容, 審査基準又は処分基準, 標準処理期間. Includes rows for '【製錬の規制】', '(中略)', and various items under Article 61, such as '第61条の2第2項', '(新設)', and '【雑則】'.

※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。
※7：事案ごとの裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。

改正案

Table with 4 columns: 条文, 内容, 審査基準又は処分基準, 標準処理期間. Includes rows for '【製錬の規制】', '(中略)', and various items under Article 61, such as '第61条の2第2項', '【国際規制物資に関する規制】', '第61条の3第1項', '第61条の8第1項', '第61条の10', '第61条の17第1項', '第61条の23の2', '第61条の23の1第1項', '第61条の23の1第2項', '第61条の23の20', and '【雑則】'.

※6：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。
※7：事案ごとの裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。